

秩父市農業委員会 令和5年 第2回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年2月22日(水) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年2月22日(水) 午後3時15分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	欠席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	欠席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長      印 会長職務代理者      印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第 4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について ( 1件)
- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 2件)
- 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について ( 8件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	川 上 貴		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（衆東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（衆東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（衆東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**川上事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

**議長（衆東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（衆東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。4番 加藤 勝 市委員 及び 5番 笠原 倍吉 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（衆東男会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に 処理した案件はございません。

### 日程第6 審議議案の報告

**議長（衆東男会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。  
**川上事務局長**

【議案説明】議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書4ページ 議案第6号 番号6 の申請地の欄 地番 ・ ・ ・ ・番 ・、  
地目の欄は畑 面積 ・ ・ 計 ・ ・ の追記をお願いいたします。

本日、ご審議頂く議案でございますが

議案第4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について が1件

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について が8件

以上でございます。よろしく申し上げます。

## 日程第7

議案審議 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について（1件）

**議長（桑東男会長）** 次に、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいただきます。

**事務局（川上事務局長）** 私から議案第4号について説明します。

議案第4号について説明させていただきます。

今回、提案させて頂いた議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてでございますが、農業委員会法第7条が、本年4月1日に改正、施行の予定がされておることによるものでございます。現指針については平成29年10月23日に施行されたものでございます。過日、埼玉県より連絡があり、この法改正に伴い、指針の様式が変更になること、また非農地判断等により農地面積が、大幅に減っていることなどから見直しを行う必要が生じ、年度内に各農業委員会で指針を定めるよう、義務化がされたものでございます。またその根拠として 本日追加で配布させていただきました全国農業会議所からの通知にございます。指針の変更点は(農業センサスを根拠とした)農地面積の減少に伴うもの。また新様式を定め、担い手の育成確保、新規参入の促進に向けた具体的な方法、地域計画の目標を達成するための役割などが加わっております。重ねての説明となりますが、この指針については、農業委員会で決定した指針を公表するよう法で義務付けされたこととなっております。ご審議をお願いいたします。

**議長（桑東男会長）** はい。事務局の説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**2区小久保推進委員** 秩父地域は遊休農地、耕作放棄地がかなり多いようですが、どういう風に解消していくかよく理解出来ないのですが。

**事務局（川上事務局長）** 解消方法については、国で法を定めたので、ご負担をおかけいたしますが各農業委員会で検証を行い農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに、農業経営者、新規就農者等に集積、配分を行うなどして遊休農地解消に務める目標を定めるということでございます。

**議長（桑東男会長）** 前回の指針は平成29年に定めたものですが、当時と比較すると農地面積が極端に減少しています。遊休農地は増加、実質的な農業経営者は減少しております。こういったことから「根本的な数値の見直し」ということになるかと思えます。

**7番 横田 友農業委員** 農業振興地域の農地、2種農地等いろいろとあると思いますが、遊休農地の所有者の意向もあると思いますし、地域の農業委員さん、推進委員さんが協力して地域計画を策定し進めて行かないといけないと思います。この数値は農政課で算出した(地域計画の)数値と違うということで、農業委員会で決定するものなのでしょうか。

**事務局（川上事務局長）** 農政課で決める数値ではなくて、農業委員会として目標等を設定し、農政課等の関係課とも協力し、遊休農地の解消を進めていくものでございます。

**議長（桑東男会長）** 数値については、29年当時2,143haあったものが、現在の農業センサスの数値では(1,050ha)半減しておりますので、この目標数値について議論頂きたいと思えます。

**13番設楽委員** 遊休農地の解消については、青地等の規制も考えてもらいたい。全体で取組まないといけないと思う。

**議長（桑東男会長）** 埼玉県、国にいろいろな意見、要望も上げて行きたい。3月の総会で資料をお

渡して、皆さんの意見、要望をお聞きしたいと考えています。

**議長（糸東男会長）** 指針の数値でよいと思いますが、ほかに何かございますでしょうか。

**2番 上井 克彦委員** 数値についての意見はありません。3年ごとに見直すとありますがやはり農業委員会で検証していく事で良いですね。

**事務局（川上事務局長）** はい。必要に応じて見直しを行って行きたいと考えて居ります。

**議長（糸東男会長）** 他にございませんか、また何か意見等があれば申し出てください。

質疑を終結してよろしいでしょうか。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第4号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、原案のとおり「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を変更することに決しました。ありがとうございました。

議案第5号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（見澤主事）** 番号1と番号2について説明します。番号1と番号2につきましては関連がありますので合わせて説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、それぞれ議案書記載のとおりです。番号2の申請地は・・・字・・・畑〇筆 m<sup>2</sup>で、令和〇年に相続で取得した土地です。番号3の申請地は、・・・字・・・畑〇筆 m<sup>2</sup>で平成 年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から北西へ約 m付近に位置しています。

申請事由ですが、番号2の譲受人は現在の所有地のみだと自身の畑に入る際に必ず譲渡人の所有する番号2の申請地を通らなければなりません。また、番号2の申請地は飛び地となっており、今回の交換でそれが解消され他の所有農地と一体利用することができるようになることから、双方合意のもと、このたび申請に至ったものです。交換後のそれぞれの農地面積は番号1の譲受人には m<sup>2</sup>の農地を所有しております。番号2の譲受人は m<sup>2</sup>の農地を所有しております。両者ともに秩父市・・・区域における下限面積要件10アールを満たしております。また、保有する農機具等につきましては、番号1につきましては耕うん機1台、トラクター1台で、農作業の経験はありません。番号2につきましてはトラクター1台、耕うん機2台を所有しており、農作業の経験は20年以上に及びます。農地取得後は、それぞれ野菜、そばを栽培する予定です。耕作労働力は、番号1は中間管理機構に貸し付け予定となっており、番号2は本人ということで、特に問題はないと思われ。また、2件の面積が異なっておりますが双方合意のもと申請されているため問題はないと思われ。現地を確認すると、どちらも保全管理されておりました。私からの説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番 笠原 倍吉委員** 5番笠原です。今回の申請は農地交換ということですが、詳細につきましては事務局説明のとおりです。先日木村推進委員、事務局と現地確認を行いました。農地として管理されている状態でした。交換する農地の面積に多少の違いはありますが、お互いに信頼関係

もあり、同意の上進めている内容です。土地交換をすることにより農地の集積化、効率化も進みますので良い案件であると考えます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

**6区 木村 雄一推進委員** 推進委員の木村です。先程から、笠原委員、事務局説明の通りです。土地を交換することにより（耕作の）利便性が図れると思います。皆様の判断に委ねますのでよろしく願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員、担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑、ご意見ありませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第5号について賛成をする諸君の挙手を求めます。（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第6号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （8件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主事）** 私からは番号1から2について説明します。まず初めに番号1について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・畑〇筆  $m^2$ で、平成 年

に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から南東に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、借家に居住しています。今回、高齢となった親の援助を行うために実家付近で土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。

なお、本申請地については、昭和 年頃に住宅、・・・及び通路として農地転用許可の申請が提出され、農業委員会の総会で審議を行っている案件です。しかし、当時、埼玉県で許可がなされているかは不明となっており、今回改めて農地転用許可の申請を行っております。現在、申請地に住居を含む建物は撤去されていますが、給水設備が残っているほか土地の一部に砂利が撒かれており、譲渡人からの始末書が添付されています。権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、建物撤去後の更地の状態となっております。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・畑〇筆  $m^2$ （一体利用地を含め  $m^2$ ）で、平成〇年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・から南南東に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となったため、家族と共に実家の隣接地である申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。権

利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっております。

説明は以上です。

**事務局（小嶋主席主幹）** つづきまして、番号3について説明いたします。

申請人、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・字・及び・・・畑〇筆 m<sup>2</sup>で、平成 年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。小字名が2箇所にあたっておりますが、認定外道路をはさんでの申請地となっております。申請地は、・・・から南西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は貯木用の資材置場です。譲受人は、秩父市内に本店を置き、・・・及び・・・製品の販売を目的のひとつとしている法人です。申請事由ですが、譲受人は市内4箇所に・・・を有しておりますが、ほとんどが借地で継続して借り続けられるか不安があり、また・・・の周囲が住宅地に変わった為、近隣住民への配慮が求められてきていることから、・・・の一部を移転しようと計画し、m<sup>2</sup>以上の・・・スペースの確保できる場所を探していたところ、申請地が工場から5分程度と近く、県道に面しておりトラックの出入りも容易で近隣民家とも距離があり、譲受人との協議も整ったことから、申請地を貯木用の資材置場として使用したいと申請されたものです。

また、申請書には、秩父市から農振農用地区域からの農用地除外決定通知が添付されております。なお、申請地内に譲渡人が所有する果樹収穫品を保管する農業用の物置が昭和 年頃から建築されており、譲渡人からの始末書が添付されております。事業計画は、・・・として、5 m × 5 0 mを2箇所、1 0 m × 5 0 mを1箇所、運搬トラック待機場、通路用地としての利用計画となっております。なお、申請地内に段差があり、譲受人が自社の工事で整地を行う予定で、盛土は行わないとのこと。また、隣接農地の所有者の承諾書が添付されております。資金計画は整っており、前述の譲渡人の物置の解体費用も資金調達計画に記載されております。現地を確認したところ、一部に果樹が生育しておりましたが、管理耕作はされておらず、草刈等は行われている状況となっております。また、物置が1棟建築されておりました。また、譲受人が所有している4箇所の・・・については、・・・等が・・・されている状況でした。説明は以上です。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号4から番号7について説明いたします。

はじめに、番号4ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、・・・字・・・畑〇筆 平方メートルで、・・・の東南東 m付近に位置している土地で、譲渡人が昭和 年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、勤務先所有の社宅に住んで居りますが、日常手狭となって来たので、父親が所有する土地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。資金計画は整って

おり、隣接する農地は無く、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

次に、番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は・・・字・・・畑○筆 平方メートルで、・・・の西南西 ...メートル付近に位置し、譲渡人が令和○年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲です。

申請事由ですが、申請地は、駅・小中学校、...等の公共施設に近く、市内主要部への交通の便もよく、住宅地として適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、位置指定道路を築造し、○区画の住宅用地を造成し販売するものです。

譲受人の資金計画は整っており、雨水は敷地内処理、排水は敷地内で集水し公共下水道へ放流、土地造成として20～100cmの盛土を行うが、土留め擁壁等を設置し、隣接土地への土砂雨水の流出を防止する計画となっております。また、隣接農地所有者からは、転用許可申請について承諾を得ていることから、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

次に、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、・・・字・・・畑○筆 平方メートルで、・・・の南 ...m付近に位置している土地で、譲渡人が昭和...年に贈与により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建設です。申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいで、借家の土地は相続により譲渡人との共有名義となっており、その土地の持分と申請土地を交換し、家を建てるものです。資金計画は整っており、隣接する農地は無く、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

次に、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、・・・字・・・畑 筆 平方メートルで、・・・の西北西 ...メートル付近に位置し、譲渡人が平成...年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲です。申請事由ですが、申請地は、交通の便もよく、住宅地として適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、1区画の住宅分譲地として販売するものです。現地を確認したところ、申請地は○区画の建売及び住宅分譲地の内、1区画を譲渡人の夫が自己用住宅を建築する目的で昭和...年○月○日に農地転用許可を受け所有権を取得しましたが、住宅は建築されておらず、一部駐車スペース分だけ砂利が敷かれ不耕作の状態となっており、経緯の子細は不明とのことです。資金計画は整っておりますが、隣接農地所有者1名について、登記簿住所地に居住実態が無く居所不明なため、承諾書の提出はありませんが、理由書の提出があります。また、以前に住宅建築の目的で農地転用の許可を受けているので、問題は無いと考えます。

**事務局(川上事務局長)**番号8の案件について説明をいたします。8番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は ...字 ...番、畑○筆で合計面積は



〇㎡です。案内図をご覧ください。申請地は、地内、から南南東、約メートル付近に位置する土地でございます。先日豊田委員さんと、現地確認をしたところ、農地の一部に・・・の・・・が設置されている状態でございます。他の農地部分は保全管理されている、2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、譲受人は、・・・設備等の・・・会社であり、今回は・・・及び・・・工事を実施して農地に復旧するため、資材置き場として一時転用の申請をしたものでございます。今回の・・・工事に伴う一時転用について、事業計画、資金調達も整っており問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていることから、問題はないものと思われまます。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。番号1、2について意見を申し上げます。詳細については事務局説明のとおりです。申請理由、申請書類も整っており、近隣農地の宅地化などからやむを得ないと判断しました。ご審議いただきますようお願いいたします。

**3番 長谷川 満委員** 3番長谷川です。3番の案件について説明いたします。詳細は事務局説明のとおりです。現地は数年、耕作のされていない遊休農地となっております。隣接農地も遊休農地となっております。また農業用施設とする物置が設置されている状態です。譲受人は近隣に民家も少ないことからこの土地を選定したということでございます。申請人の転用目的である貯木場について、使用している他の貯木場も見てまいりましたが、人家に近かったり、満杯のような状態でございます。道路、また所有する工場にも近い事からやむを得ないと感じました。ご審議いただきますようお願いいたします。

**11番 長島 秀明委員** 11番長島です。番号4、5、6、7について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局説明の通りです。ちなみに番号4ですが、周辺に農地は点在しているものの、住宅の多い地域であります。申請地は不耕作の農地でありました。隣接農地は譲渡人所有の農地あるということ、転用計画、第3種農地であるということをやむを得ないと思われまます。

番号5ですが、申請地は住宅に囲まれております。申請地は長期間、耕作されていない農地でございます。周辺で建築中の住宅もございまして宅地化の進んでいる農地と見受けられまます。転用計画も整っていること、隣接農地の同意を得ていること、第3種農地であることを勘案しやむを得ないと判断しました。

番号6ですが、番号4と同じく周辺に農地は点在しているものの、住宅の多い地域であります。現況は不耕作で保全管理状態にある農地です。転用計画も整っていること、第3種農地であることを勘案しやむを得ないと判断しました。

番号7ですが、現況は事務局説明のとおり雑種地の状態でありました。隣接農地の所有者が不明ですが、申請者が責任を持って対処すると計画に明記されており、3種農地であることからやむを得ないと判断しました。以上ご審議をお願いいたします。

**12番 豊田 恵男委員** 12番豊田です。議案の8番について説明します。現地は事務局説明のとおりです。・・・の・・・を撤去し農地に戻すので良いことだと思います。ご審議をお願いいたします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。議案3番の件ですが、担当委員さんよりやむを得ないとの意見でございました。そのことは良いのですが、近くに居住する住民よりここが・・・となると大型車両が出入りすることになり危険であるとの心配をいっている住民がいると聞いて居ますがいかがでしょうか。農業委員会で審議することではありませんが久那小学校より現地までの県道が幅員も狭く、カーブもきついので児童の登下校について心配があるということだけお知らせいたします。

**12番 豊田 恵男委員** 申請地が3か所ありますが、その土地の間の空いている所と、進入路はどうなっているのでしょうか。

**事務局（小嶋主席主幹）** 計画では、農業用施設を解体し、進入路とします。空いている土地は市が管理する赤道となっており赤道の通行は問題は無いとしております。

**2番 上井 克彦委員** 2番上井です。・・・をフェンスで囲うなどの計画はあるのでしょうか。管理上の安全確保は無いのでしょうか。子供が進入するなどの子供の安全確保はどうすのでしょうか。

**事務局（小嶋主席主幹）** 計画では、フェンス設置などの記載はありません。

**議長（衆東男会長）** ・・・地内の・・・移転だと思われませんが、・・・もフェンスの設置はありません。

木材崩落防止の鉄骨（H鋼）は設置されています。・・・を置くようです。

**議長（衆東男会長）** ほかに質疑、意見等ございませんか。これは事務局に安全対策を講ずるような意見を付して頂きたいと思います。

**2番 上井 克彦委員** 赤道の占有とか払下げについて明記されていないのですか。

**事務局（小嶋主席主幹）** 計画には、記載はありません。

**議長（衆東男会長）** ほかに質疑、意見等ございませんか。質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第6号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** 多数（委員10名）が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（衆東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第2回定例総会を閉会いたします。